



- ① まず、1年次向けの「法解釈の基礎 d」では、刑事法分野のおおまかな全体像を学ぶことができる。
- ② 次に、2年次に「刑法総論 a、b、c」という講義において、総ての犯罪に共通する問題を扱う刑法総論を学ぶ。刑法総論は、構成要件該当性、違法性、責任といった犯罪の基本的な成立要件のほか、難解な共犯論もあるのでしっかりついてきてもらいたい。
- ③ 3年次（または4年次）には、「刑法各論 a、b、c」という講義において、刑法総論の知識を前提として、刑事司法全体の理解を深めるための刑法各論を学ぶ。刑法各論は、各犯罪の構成要件の解明を中心に講義が進められるので親しみやすいが、それらは刑法総論と絡んでくることを銘記すべきである。
- ④ また、3年次（または4年次）に、「刑事手続法概論」「刑事訴訟法 a、b」という講義において、刑事事件の解決に向けられた各種手続の目的、構造、基礎理論を学ぶ。また、捜査、公訴、公判、証拠、裁判、上訴という各論の分野に関する基本的な知識を会得したうえで、自分の頭で考えながら重要な論点を解決していく方法を学習することとなる。